

にかほ市公告第30号

にかほ市条件付き一般競争入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により次のとおり公告する。

令和8年5月19日

にかほ市長 市川 雄次

1. 入札に付する事項

- (1) 件名 にかほ市業務用ノート型PC等賃貸借
- (2) 概要 ノートパソコン260台、液晶ディスプレイ220台、パソコン切替器60台（詳細は仕様書のとおり）
- (3) 納入場所 にかほ市象潟町字浜ノ田1番地 にかほ市役所象潟庁舎
- (4) 納入期限 令和8年7月31日（金）
- (5) 借入期間 令和8年8月1日～令和13年7月31日  
（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

2. 入札に参加する者に必要な資格

応募者は、次の参加資格要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て、または同法附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条または第133条の規定に基づく破産申立てがなされていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員または当該構成員を含む団体ではないこと。なお、事業契約の締結後に当該

処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員または当該構成員を含む団体であることが判明した場合には当該事業契約を解除する。

(7) にかほ市暴力団排除条例(平成24年3月22日条例第5号)第2条第1号または第2号に該当しない者であること。また、契約後に該当していることが判明した場合には当該事業契約を解除する。

(8) 法人税、消費税および地方消費税、法人事業税、法人住民税、固定資産税の滞納がないこと。

(9) 令和7.8年度にかほ市入札参加資格者名簿(物品・役務等)に登載されていること。

(10) 令和5年度以降に、国または地方公共団体が行う調達で本件と同種の受注実績を有していること。

(11) にかほ市内に事務所または営業所を有していること。

### 3. 入札公告等に関する質問の受付・回答

【質問期限：令和8年5月21日(木)午後5時、回答期日：令和8年5月25日(月)】

質問は質問書(任意様式)に記入の上、電子メールにファイルを添付し提出すること。電子メールの件名は「にかほ市業務用ノート型PC等賃貸借に関する質問書」と表記する。メールの送信後、速やかに電話でメールの着信を確認すること。なお、電話、訪問による口頭での質問、意見の受付は一切行わない。

### 4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の10分の1以上の金額とする。(ただし、にかほ市財務規則(平成17年10月1日規則第41号)第125条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除することができる。)なお、納付方法等については、規則の規定による。

### 5 入札執行の場所及び日時

(1) 場所：秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田1番地 にかほ市役所象潟庁舎2階大会議室

(2) 日時：令和8年5月28日(木) 午前9時

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札書の提出方法

入札書は封筒に入れ封印し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和8年5月28日（木）執行〔にかほ市業務用ノート型PC等賃貸借〕入札書在中」の旨を記載すること。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、入札価格が最も低い者が2者以上であるときは、くじにより順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。

(6) その他

- ①入札説明会は開催しない。
- ②入札執行回数は2回とする。
- ③入札参加者が1者であった場合であっても入札を執行するものとする。

6. 入札無効等に関する事項

- (1) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、落札者の決定後、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札者の決定を取り消すものとする。
  - ①にかほ市財務規則第111条の規定に該当する入札
  - ②委任状を持参しない代理人のした入札
  - ③その他入札に関する条件に違反した入札
- (2) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。
- (3) 初度の入札において、入札に参加しなかった者、入札に関する無効事項に該当する者及び失格した者は、再度の入札に参加できないものとする。
- (4) 同価入札をした者は、くじによる落札決定においてくじを辞退することはできない。
- (5) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

7. 担当課

秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田1番地 にかほ市役所象潟庁舎 行革推進課  
電話：0184-43-7501  
メール：joho@city.nikaho.lg.jp